

商 品 概 要 説 明 書

令和7年4月1日現在適用中

1. 商 品 名	・いきいきライフ応援定期預金
2. 販売対象	・1年以内にお受け取りになられた退職金を原資としてお預入れいただける以下の条件に当てはまる個人の方 - 条件：以下の①～③のいずれかを満たす方 ①当金庫で公的年金（国民年金・厚生年金）をお受け取り中の方 ②当金庫で新たに公的年金のお受け取り手続きを完了された方 ③当金庫で公的年金をご予約をされた方
3. 期 間	・3ヵ月、1年 ・自動継続（元利金継続または元金継続）
4. 預 入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位 ④預入形式	・一括預入 ・100万円以上3,000万円以下で退職金の範囲内 ・1円単位 ・通帳式、証書式、総合口座
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します
6. 利 息 ①適用金利 ②利払頻度 ③計算方法 ④税金	3ヵ月：店頭表示利率＋年0.300% 1年：店頭表示利率＋年0.150% 預入時の利率を満期日まで適用します ・満期日以後に一括して支払います ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・利息には、源泉分離課税20%（国税15%、地方税5%）がかかります ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります
7. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率（小数点以下第4位以下切捨て）により計算した利息を払い戻します
8. 金利情報について	・店頭窓口にお問合せください
9. 苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談所（9時～17時、058-265-1151）で受付けています 紛争解決措置 東京弁護士会（03-3581-0031）、第一東京弁護士会（03-3595-8588）、第二東京弁護士会（03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談所または全国しんきん相談所（9時～17時、03-3517-5825）にお申し出ください また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけますその際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談所もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください

10. その他参考となる事項	・新規でのお預け入れに限ります ・退職金のお受け取り確認については、「退職所得の源泉徴収票」または退職金をお受け取りになられた通帳の写し等で行わせていただきます ・本商品は預金保険制度の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます ・マル優のお取扱いができます ・「総合口座」の担保とすることができます (貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率) ・第一回満期日以後の定期預金利率は、継続日におけるスーパー定期またはスーパー定期300、大口定期の店頭表示利率が適用されます
----------------	--